

**「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について**

当取引所では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正について、その要綱を本年3月31日に公表し、本年4月14日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	1. 上場会社を対象とした対応	
	(1) 債務超過	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過となった企業に対して、上場廃止までの猶予期間を延長する今回の改正には賛同するが、併せてこうした企業には、業績予想や決算短信等において影響額の算定根拠等の情報開示を促すことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による損失が原因となり債務超過となった会社や、新型コロナウイルス感染症の影響により市場からの資金調達が実施できず、債務超過の解消が困難な会社について、改善のための期間を延長しようとするものです。 ※ したがって、特例の適用に際しては、新型コロナウイルス感染症の具体的な影響について、会社から投資者に対して情報開示をいただくとともに、その内容を取引所としても確認することで、制度の安

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>定性を確保してまいります。</p> <p>※ なお、新型コロナウイルス感染症への対応状況や事業活動への影響などについては、現在、上場会社の皆様に積極的な情報開示をお願いしているところです。</p> <p>※ 今後も投資者の投資判断に重要な影響を与える情報の適時・適切な情報開示に努めてまいります。</p>
	2. 上場申請会社を対象とした対応	
	(1) 監査意見	
2	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により限定付適正意見が記載されている場合も基準を充足しているとするについて反対はしないが、投資家保護の観点から、より厳格な審査を実施する、投資家に注意喚起をする等といった対応が必要。 	<p>※ 今回の改正は、実地棚卸の立会や事業所の往査が困難な場合等、新型コロナウイルス感染症の影響により申請直前期の財務諸表等に係る独立監査人の監査意見が「限定付適正意見」となった場合であっても、上場申請を受理し、実質審査の対象とするものです。</p> <p>※ 実質審査においては、限定付適正意見となった具体的な理由や範囲について確認を行うとともに、上場申請会社が重要な会社情報を投資者に対して適切に開示できる状況にあることや、それを支える内</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>部管理体制が適切に整備され、機能していることを審査してまいります。</p> <p>※ なお、現在でも、限定付適正意見が記載されている会社に関しては、投資者の皆様へ周知を行うため、その旨を当取引所ホームページにおいて公表しております。</p>
	(2) 上場審査料	
3	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により新規上場に至らなかった場合で、3年以内に再び新規上場申請を行うときには上場審査料を無料とすることに関連して、市場変更及び一部指定についても同様の特例を設けることを検討いただきたい。 	<p>※ 今回の改正は、新型コロナウイルス感染症による企業活動や市場動向への影響度を踏まえ、現時点で問題が顕在化している事項について、早急に改正を行うものです。</p> <p>※ 今回の改正では、新規上場に係る上場審査料のみを対象としておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市場変更及び一部指定その他類似の場合についても同様の特例を設ける必要が生じたときは、適切に追加的な検討を行うものとしたします。</p>
	3. その他	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	<ul style="list-style-type: none"> 直前期について無限定適正意見を取得した上でスケジュールどおり上場した企業に対して、I R支援や上場コストの負担軽減等の方策を講じてもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 今回の改正は、新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度合いを踏まえ、現時点で問題が顕在化している事項について、早急に改正を行うことを意図しております。 ※ ご提案は、新型コロナウイルス感染症の影響の有無にかかわらず、申請直前期の財務諸表等に関して独立監査人から「無限定適正意見」を取得し、かつ、平時と同様のスケジュールで新規上場を行った場合につき、何らかの形で優遇すべきとの内容であり、今回の制度改正の趣旨・目的の範囲に含まれないと判断させていただきましたので、ご了承ください。 ※ なお、当取引所といたしましては、今回のご提案の内容も参考とさせていただきながら、引き続き、市場動向や上場会社のニーズを踏まえ、上場会社各社の中長期的な企業価値向上と持続的な成長に貢献し、投資者にとって魅力的な市場の構築に努めてまいります。

提出者： 3=三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、その他は個人

以 上